

大野町『第6波』非常事態宣言

再延長

期間：令和4年3月7日(月)～3月21日(月)

～ 警戒レベル4相当 引き続き十分な警戒を ～

今般、政府において、岐阜県に発令されているまん延防止等重点措置期間が3月21日(月)まで延長されました。

本町における新規感染者数は、依然として高い水準にあり、直近7日間の新規感染者数は25名を超え、10万人あたり感染者数も113名となっています。

町としては、第6波を短期間で収束させ、3回目のワクチン接種をできる限り加速し、経済活動を一日でも早く再開させたいと考えており、県内の感染状況が緩やかではあるものの好転の兆しが見られることから、一部の取扱いを見直します。

町民の皆様、事業者の皆様には、引き続きご負担をおかけすることになりますが、ご自身や大切な人の命、そして社会経済を守るため、油断なく一人ひとりの感染防止対策の徹底をお願いします。

令和4年3月4日 大野町長 宇佐美 晃三

《大野町の対策》

1 ワクチン接種(3回目)の加速化

- ・ワクチン接種の前倒しを実施

2 危機意識の醸成

- ・町のホームページや、防災行政無線などを通じて、感染防止対策徹底の呼びかけ

3 自宅療養者相談支援

- ・新型コロナウイルス感染症の陽性者で自宅療養となった方(自宅療養者)の不安解消に繋げるため、健康面や生活面に係る相談窓口を開設します。

【相談窓口】 電話 **0585-35-5369** (民生部福祉課内)

【相談時間】 午前8時30分 ～ 午後5時15分

※県が開設している自宅療養者専用電話相談窓口が繋がりにくい場合やお急ぎでのお困りごとがある場合は上記窓口でもご相談いただけます。

4 イベント、町有施設の対応[見直し]

- ・町、指定管理者主催のイベント、講座については、感染防止対策を徹底のうえ開催
- ・町有施設は、感染防止対策を徹底のうえ、通常の開館時間による運営を再開

《町民の皆様へ》

5 基本的感染防止対策の継続

- ・マスクの着用(隙間なくフィットさせ着用)(不織布マスクを推奨)
- ・丁寧かつ頻繁な手洗い・消毒の徹底
- ・人と人との距離を確保(できるだけ2m、最低1m)するなど3密の回避
- ・個室などの密閉空間は、こまめな換気
- ・体調不良時は、出勤・通学を含む行動をストップ



6 飲食店利用時の留意事項

- ・飲食は短時間(2時間以内)で普段会わない人との会食は自粛
- ・新型コロナ対策実施店舗向けステッカー掲示店舗(認証店舗)の利用推進大野町ホームページ

《飲食店・事業者の皆様へ》[見直し]

「まん延防止等重点措置区域」指定期間中、県ステッカー認証店は「21時までの営業で酒類提供20時まで」又は、「20時までの営業で酒類提供なし」、非認証店は「20時までの営業で酒類提供なし」としてください!

- ・体調不良の方は、必ず休ませてください!
- ・事業所内での感染防止対策の徹底してください!
- ・組織内感染等により、事業活動が低下することを想定した業務継続計画(BCP)の作成・再確認